

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画(素案)に関する意見募集の結果

1 意見募集期間

令和元年8月27日（火曜日）から令和元年9月30日（月曜日）まで

2 意見提出の通数及び件数

通数：198通 件数：391件

※1通の中にある、御意見と考えられる部分を件数としてカウントしています。

3 主な御意見の概要と都の考え方

項目	件数	主な御意見の概要	都の考え方
1 基本方針など 全体について	58件	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性のあり方を尊重することには反対。 ・特定の思想を都民に強制すべきでない。 ・性同一性障害と同性愛は分けて考えるべき。 ・差別禁止の実効性確保のための措置の整備を行うべき。 ・差別的取扱いに罰則を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認及び性的指向に関し、偏見や差別により社会生活の様々な場面で人権に関わる問題が存在しています。 ・このため都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を制定し、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等を推進していくこととしました。 ・性自認及び性的指向に関する問題に関しては様々な御意見がありますが、都は本条例に基づく本計画に示す取組を進めることにより、都民一人ひとりの理解を得ていくことを通じ、当事者の方々が自らの性のあり方や生き方に迷い悩むことなく、自分らしく生きることができるとともに共生社会の実現を目指していきます。
2 表現について のご提案等	29件	<ul style="list-style-type: none"> ・心身における性的な不一致の悩みを抱える人の存在も例外として認容されるといった記載に留めるのが相当。 ・「性のあり方は人それぞれ」という表現を修正してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のセクシュアリティ（性のあり方）は、身体的性別、性自認、性的指向、性表現という4つの要素の組合せによって、かたちづくられていると考えられており、それぞれの要素自体が多様である上、その組合せも多様であることもあって、性のあり方は人それぞれ異なっている、つまり多様な性、としています。 ・都としては、誰もが自分らしく生きることができるとともに社会の実現を目指し、多様な性のあり方への社会的理解の浸透を進めていきます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・DSDs（性分化疾患）の記述を削除してほしい。 ・LGBTの中にSOGIがあるように受け取れる。 ・（相談に）アプローチできるではなく、「しやすい」に修正してほしい。 	
3 調査等データ について	31件	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTの割合について、客観的な統計・公的機関の調査結果を使用すべき。 ・当事者やその周囲の人を対象とした追加調査やヒアリングを実施すべき。 ・サンプル数が少なく、説得力が無い。 ・当事者参考意見が少なすぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務局委託調査については、他自治体・企業の施策実施状況、当事者支援団体の啓発活動の状況、当事者個人の意見やニーズ、都民意識等を把握するために実施したもので、特に当事者個人それぞれの実態、ニーズ、要望等について、自由記述欄の回答も含め、計画素案策定に向けての現状把握や課題分析に活用しました。 ・今後、都民の意見を伺いながら、計画における施策を展開しつつ、次期計画につなげていきます。

項目	件数	主な御意見の概要	都の考え方
4 相談・支援体制の充実	74件	【専門相談】 ・電話以外にもLGBTQ専門の相談窓口が必要。 ・SNSを活用して、相談PRを強化する必要がある。	都の考え方 ・性自認及び性的指向に関し、一人で悩みを抱えている当事者の方々が相談しやすい環境を整備していくことが重要な課題の1つと考え、都では昨年10月に専門電話相談の事業を開始しました。 ・若年層にとってはSNSが大きなコミュニケーションツールとなっている現状を踏まえ、より相談しやすい環境整備に向け、SNSを活用した専門相談を、来年度に新たに実施していくことを検討しており、電話相談窓口と合わせて積極的な周知に努めていきます。
		【窓口間連携による相談体制の充実】 ・苦情処理機関を設置すべき。 ・差別的取扱いを受けた際に相談できる都の窓口を設けるべき。 ・苦情処理機関の設置を含む、独立した人権機関による個人通報制度の整備を施策の柱に加えてほしい。 ・ウィメンズプラザの相談機能において、複合的な困難などに関する相談に対応できる体制を整えること。 ・複合的な困難に対応できる体制整備、関係機関との支援・連携を強化すべき。	・性自認及び性的指向に関する相談の内容は多種多様なものと認識していますが、まずはしっかりと悩みに向き合い、傾聴し、寄り添っていくことが何よりも重要であると考えています。 ・こうしたコミュニケーションを通じ、相談内容に応じて、窓口同士はもとより区市町村や様々な団体とも連携しながら、適切な機関等を紹介するなど社会資源へとつなげていくほか、人権侵犯事件の調査救済が必要となるケース等については、東京法務局をはじめとする救済機関につなげていくなど、適切に対応していきます。 ・なお、都の施策等に関する苦情・要望が寄せられた場合には、その内容を総務局人権部で集約し、関係各局等と共有することで、各現場における適切な対応を図っていく旨を記載しました。
		【窓口対応職員への啓発】 ・（相談窓口で対応を行なう）職員の思想・信条の自由を担保するような記述を加えるべき。	・相談者に適切に寄り添うため、新たに作成する職員向けマニュアルを活用し、相談窓口における配慮について講習会等を行うなど、窓口職員への啓発を進めていきます。
		【ロールモデル発見の支援】 ・若者向け交流会の実施を計画に盛り込んでほしい。 ・ロールモデル発見の支援について、当事者を招いた授業などを行うのであれば反対。	・自身の性のあり方や生き方について一人で悩みを抱える当事者が、他にも同じ悩みを抱える者がいることを知り、今後の生き方をイメージできる存在と出会えることが重要であると考えています。 ・このため、若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場・機会を提供する新たな取組を検討していきます。

項目	件数	主な御意見の概要	都の考え方
5 啓発・教育の推進	102件	<p>【都民を対象とした取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女別の取扱いの合理的配慮の好事例を公表して社会に広めていくこと。 ・性的少数者に対する施策は十分になされているという印象。これ以上の啓発活動が必要なのか疑問。 	<p>都の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の方々の多くは、周囲の無理解・偏見等の中で、人間関係や学校、職場などの様々な場面で、当事者の方々は生活する上での困り事に直面している現状があります。 ・しかしながら、カミングアウトしていない当事者の方々は見えにくい存在であることもあり、周囲の意識が変わりにくく、困り事の解決が難しいという事情があると考えられます。 ・このため、継続的な普及啓発を通じ、多様な性のあり方についての理解を浸透させていくことが必要です。 ・頂いた御意見はもとより、多様な意見に配慮しながら、基本計画の下、施策を展開していきます。
		<p>【事業者等を対象とした取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業にもっと条例を周知するなど性自認及び性的指向に関して啓発すべきである。 ・条例やSOGIハラ対策について、指針を策定するなどして事業者にも周知徹底すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場において、当事者の方々が働きやすいよう配慮や対応を行っていく必要があるため、都民向けの啓発冊子を新たに作製し、イベント会場内や企業団体を通じて配布すること等により、事業者等に対する啓発の取組をより一層充実していきます。 ・また、御意見も踏まえ、民間企業の人事・採用担当者等を対象とした研修を都が新たに実施すること等を通じ、事業者における主体的な取組を一層促進することを検討していく旨を記載しました。
		<p>【学校現場や社会教育における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性自認及び性的指向に関する教育を学校現場に持ち込むことには反対。 ・教育の場で扱うことは避けて個別対応など慎重な扱いをすべき。 ・教職員に対して特定の価値観を植え付けることには反対。 ・幼稚園・保育園・子ども園の職員への研修も追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、学習指導要領を踏まえ、自他を尊重する心の育成や望ましい人間関係づくりなどについて、「特別の教科 道徳」や「特別活動」をはじめ全ての教育活動を通して、計画的に指導しています。都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携し、各学校においてこれらの学習が適切に行われるよう、指導・助言しています。 ・また、都教育委員会は、管理職や教員等を対象にした人権教育の研修会などで、教員が性的指向や性自認に係る、児童・生徒の相談等にきめ細かな対応ができるよう取組を進めています。 ・子供・子育てを担う人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあり、都は、広域自治体として、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援しています。

項目	件数	主な御意見の概要	都の考え方
6 職員理解の推進	8件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の同性カップルに福利厚生上の平等すら存在しないというのは疑問。 ・職員の差別的取扱いや発言について、対応できる苦情処理機関を設けるべき。 	<p>都の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇や福利厚生制度など職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他団体との均衡を踏まえることが原則となっており、本計画に基づき、国や他団体の状況、法令の整備状況等を注視するとともに、現行制度の目的や趣旨、法令等との整合性、制度の適用に当たっての客観的な確認方法等、制度上・実務上両面から課題を研究していきます。 ・なお、都ではこれまで、職場のハラスメントに関する全庁及び各局の窓口に加え、外部弁護士による電話相談窓口を設置して相談に対応することで、職員が相談しやすい環境を整備してきました。 ・相談者が問題解決に向けた対応を希望する場合は、各局の相談窓口が、相談者の意向を踏まえながら関係者への聞き取りによる事実確認を行うなど必要な措置を講じており、引き続き、職員が安心して相談や苦情の申し出ができるよう、適切に対応していきます。
7 庁内外の取組の推進	89件	<p>【施策ごとの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ制度を導入すべき。 ・パートナーシップ条例の制定に向けて行動することを明記すべき。 ・区市町村へのパートナーシップ制度導入を支援すべき。 ・当事者が困る問題は様々あるが、これを解決するのは同性婚しかない。 ・パートナーシップ制度はよい効果もあるが、婚姻と同等の効果はない。 ・パートナーシップ導入自治体の内訳を明記すべき。 ・パートナーシップ制度導入自治体数の説明は外すべき。都も同調しているように見える。 ・同性パートナーにも公営住宅を開放してほしい。 <p>【推進体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者も関わる会議体が必要。 ・職員が参画する政策決定の会議体は公開すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同性パートナーシップ制度は、婚姻関係のあり方そのものに関わるものであり、戸籍制度や住民基本台帳制度との整合などの課題もあることから、広範な国民的議論が必要であると認識しています。 ・引き続き、様々な御意見を伺いながら、社会情勢やそれぞれの現場における実態も踏まえ、都庁各局の施策現場において、当事者の方々が直面する様々な場面での困り事を可能な限り解消していくための取組を進めていきます。 ・性自認及び性的指向に関する困り事は様々であり、当事者の方々に寄り添い、その声を伺っていくことは施策推進に当たっては重要であると認識しています。 ・基本計画に基づく取組を進めていく上でも、全庁横断の「東京都性自認及び性的指向に関する施策推進会議」を含めて様々な機会を通じ、当事者や有識者の方々に講師としてお招きするなどして、御意見を伺っていきます。

【取りまとめ・公表方法等】

- ・意見募集期間に回答があった御意見について集計対象としています。
- ・同様の趣旨と考えられる御意見については、要約の上まとめて掲載しています。
- ・事前案内のとおり、御意見に対する個別回答は行ないませんが、今後の取組等の参考とさせていただきます。